

独立行政法人科学技術振興機構

平成 1 5 年度 年度計画

平成 1 5 年 1 0 月

独立行政法人科学技術振興機構

目次

(前文)	1
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措置	1
【全体的事項】	1
【個別事項】	2
1. 新技術の創出に資する研究	2
(1) 戦略的な基礎研究の推進	2
(2) 社会技術研究の推進	4
(3) 対人地雷探知・除去技術の研究開発の推進	5
(4) 研究開発戦略の立案	5
2. 新技術の企業化開発	5
(1) 委託による企業化開発の推進	5
(2) 研究成果の移転に向けた効率的な技術開発等の推進	6
(3) 大学発ベンチャー創出の推進	7
(4) 技術移転の支援の推進	7
(5) 研究成果活用プラザを拠点とした事業の展開	7
3. 科学技術情報の流通促進	8
(1) 科学技術の研究開発等に関する情報の流通促進	8
(2) 科学技術に関する文献情報の提供	12
4. 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援	13
(1) 地域における産学官等が結集した共同研究事業等の推進	13
(2) 地域における研究開発促進のための拠点への支援の推進	13
(3) 戦略的な国際科学技術協力の推進	14
(4) 国際シンポジウムの開催、外国人宿舍の運営等	14
(5) 異分野交流の推進	14
(6) 研究協力員の派遣を通じた研究支援	15

5 . 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	1 5
(1) 科学技術に関する学習の支援	1 5
(2) 地域における科学技術理解増進活動の推進	1 6
(3) 全国各地への科学技術情報の発信	1 7
(4) 日本科学未来館の整備・運営	1 7
6 . その他行政等のために必要な業務	1 8
(1) 関係行政機関の委託等による事業の推進	1 8
業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 8
1 . 組織の編成及び運営	1 8
2 . 業務運営の効率化	1 9
予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画	2 1
短期借入金の限度額	2 1
重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ...	2 1
剰余金の使途	2 1
その他主務省令で定める業務運営に関する事項	2 1
1 . 施設及び設備に関する計画	2 1
2 . 人事に関する計画	2 1
(1) 方針	2 1
(2) 人員に係る指標	2 1

(前文)

独立行政法人通則法第31条第1項に基づき、独立行政法人科学技術振興機構の平成15年度の業務運営に関する計画を以下の通り定める。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

【全体的事項】

- (1) 内外の研究動向等の調査・分析機能を強化するとともに、文部科学省等国の政策立案部門と連携を図り、新規施策の提案、新規事業の形成など機構の業務戦略の企画立案を行う。また、併せて国の科学技術振興に係る政策立案に寄与する。
- (2) 機構の各事業において実施される研究課題等について、外部専門家・有識者により、事業目的に応じた明確な基準に基づいて厳格に事前評価、中間評価、事後評価を、また必要な場合は追跡調査を実施する。また、機構の事業運営全般について自己評価を行うための体制を整備する。
評価の方法、基準及び結果はインターネット等により積極的に公開し、機構の事業について国民への説明を積極的に行う。また、外部有識者、機構の事業に参画している者、機構が提供するサービスのユーザー等の機構の事業運営に対する意見の把握に努める。
- (3) 事業による成果については新聞発表等の広報活動やホームページへの掲載、データベース化、シンポジウムによる公表などを積極的に行う。さらに、機構の認知度の向上のため、中小企業等に対する事業の周知活動の強化について検討する。
- (4) 各事業の実施に当たっては、事業に参画する外部機関や個人のインセンティブに配慮し、外部機関や個人の能力が十分発揮できるよう措置するとともに、我が国全体として最大限の成果が上がることを目的として、関連する事業を実施している機関との適切な連携・協力関係を構築する。

【個別事項】

1. 新技術の創出に資する研究

(1) 戦略的な基礎研究の推進

国が定めた戦略目標の達成に向けた基礎研究の推進

イ. 研究領域、研究総括の選定

- ・ 総括実施型の研究領域、研究総括について、外部専門家の評価を踏まえ選定し、その評価結果を公表する。

ロ. 研究領域の迅速な立ち上げ（バーチャルラボの構築）

- ・ 公募型の平成15年度発足研究領域及び既存の研究領域において、平成15年度に採択した研究課題について、採択決定後の10月以降速やかに研究に着手するため、研究計画の策定、研究代表者説明会の開催、研究契約の締結、研究者等の雇用手続等を進める。
- ・ 総括実施型の平成15年度発足研究領域については、10月以降速やかに研究に着手するため、研究計画の策定、研究実施場所の設営、研究者等の雇用手続等を進める。
- ・ 公募による研究提案の受付に電子システムを導入することの検討に着手する。

ハ. 研究領域の効果的運営（バーチャルラボの効果的運営）

- ・ 公募型48領域（平成15年度発足領域含む。）並びに平成14年度に発足した総括実施型6領域及び平成15年度に発足する領域について、研究を推進する。
- ・ 研究の推進に当たっては、原則として機構が予算を直接執行するが、委託により研究を実施する際は、委託研究費の30%に相当する額を間接経費として支出するとともに、必要に応じて研究施設使用料等研究環境を整備するための経費を研究機関に支出する。
- ・ 総括実施型の研究領域のうち、外国の研究機関と共同して研究を実施するものについては、当該研究機関と必要な取り決めを交わした上で連携して研究を推進する。

ニ. 研究の評価及びフォローアップ

- ・ 各研究領域の研究総括及び領域アドバイザー、さらに必要に応じて外部専門家を加え、チーム型研究においては、平成12年度採択の42課題について中間評価を行い、平成15年度終了の43課題について事後評価を実施する。また、平成15年度終了の個人型研究100課題について、事後評価を実施する。
- ・ 中間評価の結果は研究チーム編成の見直しや資源配分へ反映し、事後評価の結果については事業運営の改善に反映させる。

- ・平成16年度に研究が終了する研究課題の研究代表者等より研究提案を募り、外部専門家による評価を踏まえ、研究期間終了後に継続研究へ移行する研究課題を研究期間終了6ヶ月以上前に決定する。
- ・公募型の平成11年度発足の1領域について中間評価を行うとともに、平成15年度終了の1領域について事後評価を実施し、評価の結果は資源配分や事業運営の改善に反映させる。また、公募型の平成8年度終了の2領域について追跡調査を実施する。
- ・研究課題及び研究領域の中間、事後評価、並びに追跡調査については、結果がまとまり次第、ホームページ等により公表する。
- ・研究課題が終了した研究者に対してアンケート調査を実施し、その結果を制度の改善に反映させる。

卓越した人物を総括責任者とする独創性に富んだ基礎研究の推進

- ・継続16プロジェクトについて研究を推進し、平成12年度発足4プロジェクトについて中間評価を行うとともに、平成15年度終了する4プロジェクトについて事後評価を実施する。
- ・評価は外部専門家により行い、中間評価の結果は研究チーム編成の見直しや資源配分へ反映し、事後評価の結果については事業運営の改善に反映させる。
- ・平成10年度終了4プロジェクトについて、追跡調査を実施する。
- ・中間・事後評価及び追跡調査については、結果がまとまり次第、ホームページ等により公表する。

基礎的分野における世界の英知を集めた国際共同研究の推進

- ・継続6プロジェクトについて研究を推進し、平成12年度発足1プロジェクトについて中間評価を行うとともに、平成15年度終了する2プロジェクトについて事後評価を実施する。
- ・評価は外部専門家により行い、中間評価の結果は研究チーム編成の見直しや資源配分へ反映し、事後評価の結果については事業運営の改善に反映させる。
- ・平成10年度までに終了した5プロジェクトについて、追跡調査を実施する。
- ・中間・事後評価及び追跡調査については、結果がまとまり次第、ホームページ等により公表する。

特定分野におけるシミュレーション等計算科学技術を活用した研究開発の

推進

- ・平成13年度に採択した21課題について引き続き研究を推進する。

研究成果の公表、普及

- ・研究成果は、レベルの高い国際誌を中心に研究論文として積極的に投稿し、公表する。
- ・成果の公表・普及のために報告会、シンポジウム等を開催する。シンポジウム等の開催数は以下とする。

戦略的創造研究推進事業

研究成果報告会 1回

このほか、研究領域毎のシンポジウム等を開催する。

- ・研究成果については、研究成果展開総合データベース(J STORE)に掲載すること等によりデータベース化を進めるとともに、知的財産に配慮しつつホームページ等により公開する。計算科学を活用した研究開発の研究成果のソフトウェアについてはソフトウェアライブラリを利用し、広く公開・流通を図る。
- ・知的財産権の権利化を進めるとともに、研究成果については、機構が実施する技術移転制度やTLO等による社会還元を促進する。
- ・日本科学未来館等国民が直接研究成果に接する機会を提供する活動に積極的に協力する。

(2) 社会技術研究の推進

- ・社会技術研究推進のため「社会技術研究フォーラム」、「ミッション・プログラム」、「公募型プログラム」を実施する。
- ・「社会技術研究フォーラム」については、社会問題の本質を認識し、その解決を図る研究のあり方について継続的に議論する。
- ・「ミッション・プログラム」については、社会問題の解決を図るために重要と考えられて設定した既存のミッションに基づき、その目標達成に向け研究を推進する。
- ・「公募型プログラム」については、既存の3領域について、平成13、14年度採択課題の研究を推進するとともに平成15年度採択課題の研究を開始する。
- ・新規ミッション・プログラム及び公募型プログラムの新規研究領域等の平成16年度設定に向け、調査・検討を実施する。
- ・既存ミッション(安全性に係わる社会問題解決のための知識体系の構築)について、中間評価を行い、研究の運営に反映する。

- ・研究成果の公表や意見交換等を目的として、以下の活動を実施する。

国際シンポジウム	1回
公開シンポジウム	3回
ワークショップ	6回
学会発表等	10件

(3) 対人地雷探知・除去技術の研究開発の推進

- ・人道的観点からの対人地雷の探知・除去活動を支援するセンシング技術、アクセス・制御技術の基盤的な研究開発を推進する。
- ・研究開発全体を統括する研究総括を置き、その下に産学官からなる研究開発チームを組織して研究を推進する。研究総括を技術面で補佐するスタッフを配置するとともに、各研究チームへの支援スタッフの派遣、試験研究用材料等の購入等により、研究を支援する。
- ・実証試験に供しうる技術の開発を目標に、引き続き研究開発を実施する。

(4) 研究開発戦略の立案

- ・大学、民間等において、研究開発やその企画・運営の経験のある者等を、上席フェローの下で調査・分析を担うフェローとして任期付きで雇用し、戦略立案の体制を整備する。
- ・様々なデータベースの活用や研究者へのインタビュー等により、内外の研究開発動向及び社会的・経済的ニーズを調査・分析し、今後必要となる研究開発領域や課題等を抽出する。
- ・今後の研究開発戦略の形成を目的として、「科学技術未来戦略ワークショップ」（仮称）等の開催により、広範な関係者の参加を得て、オピニオンの形成と集約を行う。
- ・上記をもとに、機構の基礎研究事業において重点的に推進すべき研究領域等の企画・立案を行う。
- ・上記の活動を通じて得られた成果が機構の事業全般において広く活用されるよう、関連部署に得られた成果を提供する。

2. 新技術の企業化開発

(1) 委託による企業化開発の推進

- ・大学、公的研究機関等の研究者を訪問する等、常時収集に努め、研究成果のうち、開発リスクが大きく、経済的、社会的に大きな波及効果が期待できるものを対象として、技術開発力、経営基盤等を有する企業等に開発を委託する。

- ・ 大学・公的研究機関等に対して開発課題を広く募集し、外部専門家・有識者により事前評価を行い、優れた開発課題を選定して開発を委託する。
- ・ 開発が5年を越える課題については中間評価を行う。開発終了した課題は事後評価を行い、開発目標の達成度等の評価を行う。評価結果については知的財産等に配慮しつつ公表する。さらに、成果の実施状況等につき追跡調査を実施する。
- ・ 開発が成功した課題については、開発実施企業に支出した開発費の返済を求める。
- ・ 実施料、優先実施期間、開発費の返済条件等については研究者や開発企業のインセンティブを配慮した実施方針の検討を行うとともに、開発期間や開発費等を柔軟且つ弾力的に運用する。
- ・ 開発終了課題について、成果を普及するため、企業において成果を実施するように促すほか、技術説明会等により広く開発成果を紹介する。

(2) 研究成果の移転に向けた効率的な技術開発等の推進

研究成果の実用化に向けた技術開発

イ．研究成果の実用化プランの作成、育成手段の助言

- ・ 技術移転プランナーを配置し、育成候補課題を対象に実用化プランを作成し、最適な育成手段を研究者に助言する。また、実用化が有望であるがデータが不足している研究成果については、研究者又は企業の協力を得て追加の調査研究（データ補完、技術加工）を行う。

ロ．成果育成プログラムの実施

・ 成果育成プログラムA（権利化試験）

平成16年度採択課題について、課題提案を公募する。

平成14年度採択課題について引き続き試験を実施するとともに、平成15年度採択課題について試験を開始する。

平成13年度採択課題（平成14年度末終了）について事後評価、追跡調査を実施する。

・ 成果育成プログラムB（独創モデル化）

平成16年度採択課題について、課題提案を公募する。

平成15年度採択課題について引き続きモデル化を実施し、成果報告を取りまとめる。

平成14年度終了課題について事後評価、追跡調査を実施する。

研究成果のあっせん・実施許諾

イ．研究成果の収集・公開業務の推進

- ・ 研究成果を収集し、研究成果展開総合データベース（J-STORÉ）

に掲載するとともに、専門家により企業への紹介を行う。

- ・新技術説明会及び技術移転支援フェア等を開催し、企業が関心を示したものは、あっせん・実施許諾等の段階に移行させる。

□ 開発あっせん・実施許諾業務の推進

- ・技術移転に関して経験を有する専門家等を活用して企業等への紹介、企業化開発のあっせん・実施許諾を行う。また、実用化促進委員、技術移転プランナー等の連携促進により仲介者ネットワークの拡充に努める。
- ・平成15年度通期の開発あっせん・実施許諾の件数として、特許ベース120件以上、企業ベース60件以上を目指す。

(3) 大学発ベンチャー創出の推進

- ・成果育成プログラムC(プレベンチャー)

平成15年度採択課題について研究開発を開始する。

平成13、14年度採択課題については研究開発を継続する。平成14年度採択課題の中間報告会を開催する。

平成12年度採択課題について研究成果報告会、事後評価を実施する。

平成11年度採択課題(終了)について追跡調査を実施する。

- ・大学発ベンチャー創出事業

プログラムオフィサーを委嘱するとともに、平成15年度採択課題を選定し、研究開発を開始する。

(4) 技術移転の支援の推進

研究成果特許化支援業務の推進

- ・技術移転総合相談窓口を設置し、フリーダイヤル、専用メール及び一般電話や個別面談による相談を受付ける。ホームページ等による一般への周知を推進するとともに、平成15年度下期は約150件以上の相談件数に対応できるよう体制を整備する。
- ・平成15年度上期に立ち上げた大学・TLO等への特許出願支援に関して、当該機関からの要請に十分応えられるよう、的確な目利きと迅速な処理を行い、支援体制の強化に努める。特に国際特許出願に重点を置く。

技術移転のための人材育成業務の推進

- ・技術移転のための人材育成プログラム研修を実施する(基礎研修6回、実務応用研修を4回)。
- ・平成15年度下期は基礎研修と実務応用研修を合わせて、延べ120人以上の参加者に対して実施する。

(5) 研究成果活用プラザを拠点とした事業の展開

- ・平成16年3月までに研究成果活用プラザを京都市に竣工する。
- ・各地域の自治体や関係機関との連携を図り、地域の現状を考慮し策定した運営方針の下に各プラザの運営を行う。
- ・科学技術コーディネータを各プラザに配置する。(各プラザ4人)
- ・科学技術コーディネータは、技術動向調査等を通して、地域の大学、企業等における研究ニーズ、シーズを探索するとともに、研究開発促進拠点支援事業の成果等を活用して、大学等の独創的な研究者を中心とした研究会、セミナーをプラザにおいて開催する。
- ・プラザに、科学技術コーディネータの業務補助を通じ、次世代のコーディネータを育成することを目的にコーディネートスタッフを配置する。また、他の制度におけるコーディネート活動従事者との連携を図るため、各種制度コーディネータの連携方策等について検討する連絡会を発足させる。
- ・各プラザに、機構各事業のパンフレット、パネル等の展示を行うとともに、科学技術コーディネータの活動を通じ、事業紹介を図る。
- ・各プラザにおいて大学、企業及び機構が共同して育成研究を実施する。
- ・機構の他の制度と連携するなど、プラザ内の研究室について有効活用する。

3. 科学技術情報の流通促進

(1) 科学技術の研究開発等に関する情報の流通促進

研究開発活動等のデータベース化

- ・研究情報基盤を着実に整備するため、以下のデータベースの整備等を行い、インターネット等を活用して提供する。
- ・提供するデータベースについては、当該データベースの利用者の需要動向等を定期的に調査し、データベース化する情報や提供方法の改善、積極的かつ効果的な広報活動、利用者の利便性向上等の取組みを進める。
- ・関連性の高いデータベースについては、当該データベースの利用数の向上のため、データベースを統合的に検索することが可能となるようなシステムの検討を行う。

イ. 研究開発支援総合ディレクトリデータベース

- ・研究者等の研究開発活動の支援のため、国内の大学・公的研究機関等の約2,300機関を対象とした調査を実施し、研究機関情報、約20万人の研究者情報、49,000件の研究課題情報、3,200件の研究資源情報を収集し、データベースを整備し、提供等を行う。
- ・アンケート調査の際に全研究者へWeb入力用IDを発行する等、We

b 入力機能の利用を促進する。

- ・ 電子的なデータ交換を検討している機関の訪問を行い、他機関の作成したデータベースとのデータ共有や電子的なデータ交換等の普及を促進する。
- ・ 技術移転関係のフェア等に出展し、データベースの活用・普及を図る。
- ・ 以上を通じて研究開発支援総合ディレクトリデータベースのアクセス数について着実に増加させる。

ロ . 研究成果展開総合データベース

- ・ 研究開発成果の迅速な展開のため、特許等の研究成果情報を収集・加工して、データベースを整備し、提供等を行う。
- ・ 他機関の研究成果データの研究成果展開総合データベースへの収録について、関係機関との協議を進める。
- ・ 技術移転関係のフェア等に出展し、データベースの活用・普及を図る。
- ・ 未公開特許情報のうち、公開されたものを速やかに公開特許情報へ移行するために必要な公開公報データ取得機能の試験的運用を開始する。
- ・ 以上を通じて研究成果展開総合データベースのアクセス数について着実に増加させる。

ハ . 研究者人材データベース

- ・ 研究者等の多様なキャリアパスの開拓や能力、技術を有効活用するため、教育職、研究職、技術職に関する求人公募情報及び求職研究者情報等を収集して、それらに関するデータベースを整備し、提供等を行う。
- ・ 国内の大学、公的研究機関を主な対象にパンフレット・ポスターを配布するとともに、公募情報のインターネット調査を実施して、本データベースの周知を行う。
- ・ データベースの広報活動等を通じて、求人会員・求職会員を増加させる。求人公募情報や求職研究者情報の研究分野別集計等の利用者分析を行い、広報宣伝効果の期待できる学会誌等メディアへの広告掲載を行い、アクセス数を着実に増加させる。

研究情報のデータベース化

- ・ 公的研究機関が研究成果として所有する試験・研究データについて、公的研究機関と共同でデータベース化を行い、データベース化終了後、データベースの公開・運用を公的研究機関と共同で行う。
- ・ データベース公開後、外部専門家・有識者からなる委員会により事後評価を行う。評価結果については、当初のデータベース化計画の達成度等を明らかにして公表する。

技術者の継続的能力開発のためのコンテンツ開発・提供及び失敗知識デー

データベースの整備

イ．技術者の継続的能力開発のためのコンテンツ開発・提供

- ・外部専門家・有識者からなる委員会での調査・審議を踏まえて、下期45テーマの能力開発コンテンツを開発・整備するとともに、平成14年度までに開発・整備したコンテンツをインターネット等を通じて提供する。
- ・普及のため学会でのデモンストレーション等を行う。
- ・以上を通じて能力開発コンテンツの年間利用件数を増加させる。

ロ．失敗知識データベースの整備

- ・外部専門家・有識者からなる委員会による調査・審議に基づき、失敗事例データの収集及び分析を行うとともに、750件以上を収録したデータベースの整備を行う。
- ・試験公開を通じて得た知見等により、一般公開に向けた失敗知識データベースの改良点を検討する。

バイオインフォマティクスの研究情報基盤整備の推進

- ・生命情報データベースの高度化、標準化、高機能生体データベースの運用・機能拡張、研究開発の推進を統括、副統括の指導のもと実施する。
- ・研究開発課題については、統括が外部専門家・有識者からなる委員会の協力を得て、平成13年度に開始した7課題を対象に評価を行い、平成16年度以降に継続して実施する課題の選定を行う。
- ・4生命情報データベースについて、公開へ向けて高度化、標準化の研究開発を継続して実施する。
- ・普及研修会を開催し、データベースの活用・普及を図る。
- ・地球規模生物多様性情報機構(G B I F)の活動を推進するために設置されたG B I F技術専門委員会の事務局としての活動を行い、日本ノードの設置について検討する。

国内外の科学技術情報に関する提供システム等の整備、運用

イ．科学技術関係資料の収集及びインターネット等による提供

- ・科学技術関係資料を、国内資料を12,000タイトル規模、国外資料を4,600タイトル規模で収集する。
- ・収集した資料に掲載された論文等ごとに論文名、著者名、発行日等の書誌情報等について90万件規模(下期46万件規模)のデータベースを整備する。

ロ．科学技術情報発信・流通総合システムの整備・運用

- ・我が国の学協会の電子ジャーナル出版を支援するため、論文の審査、編集、流通等を統合的に行うシステムを開発し、運用する。

- ・開発を進めてきた新システムに移行するとともに、必要な機能拡張のための開発を行う。
- ・JSTリンクセンターを活用し、他の電子ジャーナルやデータベースとの引用文献リンクを行う。また、リンク可能な引用文献数の拡大のため、国内外の諸機関に対してJSTリンクセンターへの参加の働きかけを行うとともに、リンク情報の整備、拡充を行う。
- ・新規学会説明会（1回）や学会誌への掲載等の普及活動を通じて、科学技術情報発信・流通総合システムの参加学会誌数を278学会誌以上とする。
- ・以上を通じて科学技術情報発信・流通総合システムのアクセス数を増加させる。

八．科学技術に関する文献情報の英文による提供

- ・機械翻訳の活用により我が国の科学技術に関する文献情報を15万件（下期7.5万件）英文化し、毎年度15万件（過去3年以内を収録）をインターネット経由で世界に向けて情報を発信する。
- ・インターネットのホームページの改造等を行い、利用者から見て利用し易い画面、システムとすることにより利用拡大を図る。
- ・以上を通じて英文化された科学技術に関する文献情報へのアクセス数を増加させる。

二．研究開発成果の産業化の促進のための文献・特許の統合検索システムの整備・運用

- ・特許調査における利便性向上の観点から、特許データベースと文献データベースを共通の方法で検索するため、文献データベースに特許分類を効率的に付与する方法の検討を行う。
- ・特許と文献の総合検索システムを実現するため、民間事業者との連携のためのシステムの概念設計を行う。

科学技術情報に関する国際協力、標準化

イ．科学技術情報活動における国際協力の推進

- ・国内の研究情報に関する英文ディレクトリの作成を行いインターネット経由で世界に向けて情報を発信する。
- ・JST技術移転支援フェア等における英文ディレクトリの紹介等の普及活動を行うことにより、英文ディレクトリへの年間アクセス数を増加させる。
- ・灰色文献国際会議（アムステルダムで開催予定）に、プログラム委員会委員として積極的に参加する。
- ・アジア・太平洋地域諸国と科学技術情報活動についての情報交換のため

のワークショップを開催する。また、参加諸国から我が国に研修生を受け入れ、研修を実施する。

ロ．科学技術情報の流通を円滑化するための基準の制定

- ・科学技術情報の流通を円滑に促進するため、科学技術情報流通技術基準（SIST）の普及を目的とし、SISTの制定・見直しを行うための各種委員会等の開催及び説明会の開催、インターネット等を活用した情報提供等を行う。

ITBL材料アプリケーションの開発

- ・ITBL(IT-Based Laboratory)プロジェクトにおけるアプリケーションの一つとして、分散した物質・材料データベースを統合的に検索するシステムの開発を継続する。また、インターネットを通じて、平成14年度までに開発したシステムの一部機能の試験公開を開始する。

省際研究情報ネットワーク(IMnet)の運用

- ・相互接続拠点を運用しつつ、国内及び海外ネットワークとの相互接続を順次終了し、10月末までに相互接続拠点の運用を終了する。
- ・各接続拠点の設備を撤去し、IMnetを廃止する。

(2) 科学技術に関する文献情報の提供

- ・国内外の科学技術関係資料の抄録等を作成してデータベースを整備し、オンライン等による科学技術情報の提供等を行う(JOIS)。また、国際科学技術情報ネットワーク(STN)事業をケミカルアブストラクツサービス(CAS)、フィツカールスルーエ(FIZ-K)と共同で運営し、国内の科学技術に関する文献情報を海外へ提供するとともに国内利用者へ海外の科学技術に関する文献情報を提供する。
- ・科学技術情報の流通を促進するため、科学技術文献速報等の出版物を発行する他、複写サービス、受託検索サービス等を行う。
- ・国内外の科学技術関係資料に関する書誌情報に対して、日本語抄録等を付与した90万件規模(下期46万件規模)の文献情報データベースを作成する。
- ・文献情報データベースの作成については収益性を確保しつつ網羅性の維持に努め、研究情報基盤の整備を目的として実施する。
- ・大学等教育研究機関・国公立試験研究機関等(独法を含む)に対する利用拡大を図り、科学技術の振興に寄与するため、安価な価格設定で情報を提供する。また企業の知的財産部、中小企業、公共図書館等利用者の利用拡大を図る。
- ・文献情報データベースの利用者に対するアンケート調査及びヒアリング調

査や各支所等で行っている研究会等を通じ、利用者の意向を把握してサービス等の向上に反映させる。

- ・速報性優先誌、並びに各作業工程の処理期間短縮を目標とするガイドラインを設定し、速報性の向上に取り組む。
- ・作成した文献情報データベースについてインターネット等を活用して利便性を向上させることにより、文献情報データベースの利用件数2,830万件（下期1,415万件）以上の利用、累積アカウント数11,000件以上とし、幅広く研究者、技術者の研究活動における情報取得をサポートする。
- ・文献情報データベースの普及のため、利用者研修会を開催する。
- ・文献情報データベースと各種電子ジャーナルのリンクを充実させることにより利用者の利便性を向上させ、文献情報データベースから原文献への年間アクセス数16,000件以上とする。

4. 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援

(1) 地域における産学官等が結集した共同研究事業等の推進

- ・平成15年度新規開始地域を原則4地域採択する。実施地域の選定に当たって、外部有識者を含む委員会において評価を行い、評価結果を公表する。
- ・事業の推進、調整に当たり、機構は都道府県等が指定する地域の科学技術振興を担う財団等（中核機関）と協力し、運営体制を整備する。
- ・中核機関に事業マネジメントの最高責任者である事業統括、技術的判断の最高責任者である研究統括を配置する。
- ・研究の実施に当たり、公設試験研究機関内やレンタルラボ等に当該共同研究の中核を形成するコア研究室を設置し、研究員を配置する。
- ・新技術・新産業の創出に資するため、研究者の成果を実用化させるための新技術エージェントや弁理士、税理士、会計士等の事業化に必要な専門的知識・経験を有する人材をアドバイザーとして一時的な利用を可能とするスキルバンクを中核機関に配置する。
- ・平成13年度事業開始地域に対する、事業の継続を含め方向性を検討するための中間評価を、平成10年度事業開始地域（平成15年度事業終了地域）に対する、事業成果に関する事後評価を、外部有識者を含む委員会で行い、評価結果を公表する。
- ・成果を有効活用するために、文部科学省及びその他関係行政機関等と有機的連携を行う。
- ・新技術エージェント会議や中核機関事業総括スタッフ会議等の開催により、失敗事例、成功事例を分析し、ノウハウを共有化する。

(2) 地域における研究開発促進のための拠点への支援の推進

- ・公募により選定した各地域において、技術移転、特許等に専門的な知見を有し、大学等のシーズの発掘と企業等のニーズを融合させることができる人材をコーディネータとして配置する。なお、新たな地域の募集は実施しない。
- ・各コーディネータは、大学等の研究成果のシーズ調査、企業のニーズ調査、育成試験の実施、技術移転関連の諸事業への橋渡し等の産学官交流・技術移転に係わる諸活動を行い、地域の連携拠点機関と協力して、研究成果を育成・活用する。
- ・地域におけるコーディネート機能の構築等科学技術基盤形成の強化に資するため、平成13年度事業開始地域に対する、事業の継続を含め方向性を検討するための中間評価を、外部有識者を含む委員会で行い、評価結果を公表する。
- ・成果を有効活用するために、文部科学省及びその他関係行政機関等と有機的連携を行う。
- ・コーディネータ会議を開催し、失敗事例、成功事例を分析し、ノウハウを共有化する。

(3) 戦略的な国際科学技術協力の推進

- ・文部科学省より示される平成15年度に実施する課題での協力に関し、カウンターパートの外国機関と協力方法について予め協議し、合意する。
- ・当該課題に関し、カウンターパートの外国機関との合意内容に基づき、両機関が連携して研究集会の開催等を行う。

(4) 国際シンポジウムの開催、外国人宿舎の運営等

- ・北京シンポジウム、日米先端工学シンポジウム、アジア太平洋科学技術マネジメントセミナーを開催する。
- ・上記のシンポジウム、セミナーで得られた情報については、基礎研究推進事業をはじめ、他の事業でも活用できるよう情報提供する。
- ・海外事務所等を拠点とし、海外との連絡調整、情報収集活動を行う。
- ・外国人研究者用宿舎に関して80%以上の入居率を達成するべく、外国の研究者を受け入れる独法や大学に勧誘活動を行う。

(5) 異分野交流の推進

- ・自然科学のみならず、人文・社会科学も含む異なる研究分野、組織の研究者の交流の場を提供するため、有識者を含む委員会において平成15年度上期に選定した4テーマについて、コーディネータを中心にフォーラムを開催す

る。フォーラム参加人数は50人/回程度とする。

- ・平成14年度に実施したワークショップのテーマから、より検討対象を絞った調査研究を行うため、領域探索プログラムを1テーマ実施する。
- ・各プログラムの結果については、報告書を取りまとめ、翌年度公表する。

(6) 研究協力員の派遣を通じた研究支援

- ・平成14年度までに採択した86課題について引き続き研究協力員を派遣する。
- ・平成15年12月をもって3年を経過する平成12年度採択の28課題について、国立試験研究機関等から提出される中間報告書を取りまとめ、公表する。
- ・事後評価の方法について検討する。

5. 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進

(1) 科学技術に関する学習の支援

スーパーサイエンスハイスクールにおける活動の支援

- ・文部科学省がスーパーサイエンスハイスクールに指定した平成14年度指定校26校、平成15年度指定校26校 計52校について、指定校、教育委員会等と密接な連携を図りつつ、円滑かつ迅速に指定校における先進的な科学技術学習等の取組を支援する。
- ・支援方法について、より円滑かつ迅速に実施できるよう実施状況を踏まえつつ見直しを行う。

先進的科学技術・理科教育用デジタル教材の開発・普及

- ・最先端の研究開発分野を選定し、この研究テーマについて、学校の教員からデジタル教材を活用した授業案のアイデアを募集・公開し、このアイデアをもとにデジタル教材を開発する。
- ・デジタル教材の開発に当たっては、外部専門家・有識者からなる委員会及び教材開発のための分科会において十分に審議を行った上で推進する。また、開発したデジタル教材を実証的試験において学校等で活用し、開発手法に関する有効性を検討する。
- ・デジタル教材及びその提供方法について、平成14年度に選定した1地域及び平成15年度上期に選定した6地域において実証的試験を実施し、評価を実施する。
- ・平成15年3月に試験的に公開を開始したデジタル教材の提供システム「理科ねっとわーく」について引き続き試験公開を行い、平成17年度までの本格的提供に資する。

- ・「理科ねっとわーく」について、平成15年度末までに教員等の登録者数を3,000名以上とするよう、本システムの周知・普及を図る。

各教育委員会等との連携強化による成果の普及

- ・成果発表会やインターネット、成果報告書を通じ、教員や教育委員会に対し成果の普及・活用を図る。
- ・教員が参加する理科学研究会等、教員等教育関係者が多く参加するイベント等に積極的に出展し、事業及び成果の普及・活用を図るとともに、関係機関への働きかけを行いつつ新聞・雑誌等メディアを活用し、事業の周知を図る。

(2) 地域における科学技術理解増進活動の推進

科学館活動支援等地域における科学技術の普及の推進

- ・科学館と地域の学校との連携による児童生徒の科学技術の関心の喚起、理解の増進に資する企画、科学館の職員と学校の教員との連携による科学技術学習に資する教材等資料の開発、児童生徒がものづくりの楽しさ、おもしろさを体験し、学習できるロボット・実験に関する学習メニュー開発について平成15年度上期に外部専門家・有識者等による委員会の審議により選定した支援テーマの実施・開発を支援する。
- ・実施した企画、開発した教材等資料及び学習メニューについては、参加者等によるアンケート等による支援対象機関からの報告・自己評価を受け、委員会等による事後評価を実施する。
- ・支援方法についてより効果的・効率的なものとなるよう、実施状況、支援対象機関からの意見を踏まえ、見直しを行う。
- ・学習メニュー、教材等資料の開発成果については、成果発表会を実施し、成果の普及を図るとともに、インターネットにより情報を発信する。
- ・他機関との連携により国際的な拡がりのある青少年向けのコンテスト等を共催し、各地域における科学技術学習機会を充実させるとともに、成果発表会等も含め科学技術理解増進手法に関する情報交換の機会を提供する。
- ・全国の科学館から科学館の概要やイベント情報を収集し、適時更新を行い、インターネットを通じて全国に情報を発信する。

地域における科学技術理解増進活動を担うボランティア人材の活動推進

- ・地域において募集等によりボランティア人材を確保し、ボランティア等に対する研修等を通じて養成し、その活動を推進していくことによりボランティアが効果的に活動できる環境を整備する。
- ・科学技術理解増進ボランティア同士やボランティアと学校、科学館、研究機関等とが連携した活動に対して積極的な支援を行うとともに、インター

ネット等を活用しつつ情報発信を推進し、地域の科学技術理解増進リソース間の有機的連携関係を構築する。

(3) 全国各地への科学技術情報の発信

TV向け科学技術番組の開発

- ・番組、放送形態等について、評価のための実施項目を定め、モニター調査を実施する。
- ・トピックに応じた形で番組制作が行うことができるよう大学、研究機関や研究者、技術者との連携関係を構築するとともに、モニター調査等視聴者のニーズを踏まえつつ、様々な観点からの番組制作を実施する。また、放送番組の編成や適正については、外部専門家・有識者からなる委員会において審議する。
- ・科学技術映像祭に出展し、番組の評価を推進する。
- ・TV向け科学技術番組のインターネットによる配信を実施するとともに、TVメディア、インターネットによる配信の周知を図り、視聴数増を図る。

波及効果の高いメディアの活用やイベントの開催

- ・科学技術理解増進についての手法の情報交換を、日米をはじめ国際的に検討していく。
- ・バーチャル科学館等青少年の興味・関心に応じ、インターネットを通じた情報発信を推進する。
- ・著名な研究者を招聘した講話を実施し、科学技術に関する知識を普及する機会の充実を図るとともに、参加者に対しアンケート等調査を実施し、効果の検証を行う。

先駆的な手法を用いた展示手法、展示物の開発

- ・科学館等での活用を図るための最先端の科学技術を身近に感じ、体験できる新たな展示の開発を1テーマ行う。

(4) 日本科学未来館の整備・運営

展示の充実

- ・来館者のニーズに応えた魅力ある展示を行うため、来館者に対するアンケート調査等に基づく結果の分析、評価を行う。
- ・最先端の科学技術の動向をフォローするため、研究者・技術者等から情報を収集するとともに、展示、実験プログラム等の開発に際しては、研究者、技術者の参画を得る。

運営の改善

- ・冬、春休みにおいては、通常休館日である火曜日を開館日とする。

- ・来館者から寄せられるメールや電話、アンケート等により、施設環境についての来館者の要望等の把握を行うほか、要望が寄せられている授乳室の設置について検討を行う。
- ・学会等の講演会、シンポジウムなどの開催を促進するため、研究機関や学会等への広報活動を行うとともに、研究者、技術者が一般の方々と交流するイベント、セミナー等を開催する。

運営体制の充実

- ・登録ボランティアの増加及び友の会会員の増大を図るため、インターネット等でボランティア及び友の会の活動内容を知らせるとともに、エントランス等での来館者に対する勧誘を積極的に行う。
- ・新しいタイプの科学館スタッフである科学技術スペシャリストを雇用し、能力開発制度による育成を図るほか、研修会等への参加を実施する。
- ・研究者・技術者等の有識者を含む総合監修委員会を開催し、事業運営についての意見を聴取し、その反映について検討する。

他機関との連携

- ・国内の科学館等との連携を図るため、科学館連携ネットワークを構築するとともに、海外の科学館等との連携を図るため、各国の科学館等の関係者が集まる会議に参加し、日本科学未来館についての情報発信を行う。
- ・国立科学博物館、科学技術館との連絡会議を実施し、今後の連携方策を検討する。
- ・科学館人材の育成のため、研修会を開催する。
- ・大学院等との連携により日本科学未来館をフィールドに使った理解増進手法に関する共同研究等を推進する。

来館者数の確保

- ・以上を実施し、平成15年4月から平成16年3月末までの1年間で来館者数50万人以上を確保する。
- ・来館者の増大を図るため、広報活動を行う。

6. その他行政等のために必要な業務

(1) 関係行政機関の委託等による事業の推進

我が国の科学技術政策の推進に貢献すること等を目的として、関係行政機関等の委託等により、専門的能力を必要とする各種業務を実施する。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織の編成及び運営

(1) 組織の運営

- ・企画機能を強化するため、各調整室に企画機能を持つ組織としての位置づけを行う。
- ・経営諮問機関に相当する組織の発足を検討する。
- ・年度当初に予算の一定割合を留保し、理事長が各業務の進捗状況を把握して、計画達成のために追加の予算配布を行う運営を行う。
- ・決裁権限を見直し、部室長の権限の強化を検討する。

(2) 組織の編成

- ・効率的・効果的な組織編成及び人材配置等を行うための情報収集を目的として、既存事業の進捗状況及び新規予算の獲得状況等、業務の実情を把握するためのヒアリングを半期毎、又は必要に応じて実施し、その結果を主として4月、10月の人事異動に反映する等、左記内容を実現する具体的な方策について検討し、平成16年度からの導入を目指す。

(3) 職員の研修及び業績評価

- ・自己啓発及び能力開発のための研修として 階層別教育研修（新入職員、新任の課長級、課長代理級、係長級）、外部研修機関を利用したテーマ別教育研修、国の機関が実施する各種職務研修、キャリアアップを図るための各種通信教育など各種研修を実施する。
- ・現行の人事制度の問題点を抽出し、これを踏まえた上で、新規人事制度の制度設計及び導入時期についての検討を進める。この際、評価項目及び評価基準の公開、評価結果のフィードバック又は評価結果の処遇への反映方法の合理的な基準の設定等、その透明性及び公平性について特に留意する。

2. 業務運営の効率化

(1) 事務の効率化、合理化及び経費の削減

国において実施されている行政コストの効率化を踏まえて、以下の事項を含む業務の効率化を進め、一般管理費（人件費を含む。なお、公租公課を除く）及び業務に係る事業費について、業務の効率化を行う。

また受託事業収入で実施される業務についても効率化に努める。

スケールメリットを活用した効率化等

- ・民間の経費節減に関するノウハウも参考にしつつ、業務効率化の具体的方策を検討する。
- ・事務用品等消耗品や各種機械等についても業務に影響の出ない範囲で共同購入を実施するとともに、より一層の競争入札の導入を推進する。
- ・図書資料等の共有化を一層進める。

- ・各事業の研究等終了後の物品情報を積極的に公開し、利活用の機会を拡大し、物品の有効利用を推進する。
- ・基礎研究事業における事務参事会議、地域関係事業におけるコーディネータ会議等を開催し、業務運営の効率化に関する情報、ノウハウを共有化する。
- ・海外事務所の経理報告書の共通化を図り、効率的な経理処理が行える方法を検討する。
- ・機構が行う会議の会場の選定に当たっては、日本科学未来館のホール、会議室を積極的に利用する。
- ・日本科学未来館のホール、会議室等の外部利用を積極的に推進するため、学会、研究機関等への広報を積極的に行う。

管理的経費の節減

- ・管理部門の管理費の節減に努め一般管理費を削減する。
- ・日本科学未来館、研究成果活用プラザ等を含む機構の全施設において管理部門の光熱水料の節減に努め、固定経費を削減する。
- ・戦略的創造研究推進事業において平成15年度に新規に発足した公募型領域の事務所については、既設の領域事務所の場所も勘案しつつ地理的集約化を行う。
- ・知的財産の保有コストを節減する観点から、特許の価値（代替技術の有無、事業プランの実現性等）について評価するシステムの導入を検討する。

電子化・ペーパーレス化の推進

- ・電子決裁等の導入に関する全体計画・仕様等を作成する。
- ・東京本部をIP-VPN網に接続し、可能な研究事務所からIP-VPN網を利用した接続に切り換える。
- ・内線用電話回線とネットワーク用通信回線をVoIP技術により統合し、内線用電話回線を廃止する。このため、老朽化した電話交換機を更新する。
- ・特許申請、外部発表投稿票等について電子ファイル化を進め、効率的に管理できるようにする。
- ・公募を行う事業のうち、可能なものから、電子的に申請を受け付ける。

文献情報提供業務における効率化

- ・業務運営の効率化の方策を検討し、推進する。
- ・抄録作成作業の合理化、経費削減のための方策を検討する。
- ・ユーザーに対するアンケート調査及びヒアリング調査等を実施し、利用者の意向を把握してサービス等の向上及び収支改善について検討する。
- ・紙媒体で出力している各種資料のうち電子媒体に移行できるものは電子媒体で発行することを検討する。

(2) アウトソーシング及び外部機関との連携

- ・外部の専門的な能力を活用することにより高品質のサービスが低コストで入手できるものについてアウトソーシングを積極的に活用し、事務を効率化、合理化する。
- ・日本科学未来館と国立科学博物館、科学技術館との有機的な連携協力を推進するため、連絡会議を開催するとともに、実務担当者の意見交換会を開催する。

予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画
別紙参照

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は224億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金等の受け入れに遅延が生じた場合である。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

剰余金の使途

科学技術振興に関する業務の充実、所有施設の改修、職員教育・福利厚生
の充実、業務の情報化、機構の行う広報の充実に充てる。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

なし

2. 人事に関する計画

(1) 方針

- ・アウトソーシングの推進等を通じ、業務の効率化を行うとともに、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築し、職員個々の能力に応じた人員配置を行う。
- ・競争的研究資金による事業を有効に実施するため、研究経験を有する者をプログラムディレクター、プログラムオフィサー等に積極的に登用する。

(2) 人員に係る指標

業務の効率化を進め、常勤職員数については抑制する。

(参考1)

平成15年度当初の常勤職員数（任期の定めのない職員） 478人

平成15年度末の常勤職員数の見込み（任期の定めのない職員）478人
以下

（参考2）

平成15年度の人件費(前記常勤職員)総額見込み 2,484百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員給与及び社会保険料等に係わる事業主負担分等経費に相当する範囲の費用である。

(別紙)

III. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成15年10月～平成16年3月 予算

(総計)

区別	金額(単位:百万円)
収入	
運営費交付金	55,574
政府その他出資金等	1,718
業務収入	5,438
その他の収入	103
繰越金	14
受託収入	0
計	62,847
支出	
一般管理費	1,873
(公租公課を除いた一般管理費)	1,838
うち人件費(管理系)	918
うち物件費(公租公課を除く)	920
うち公租公課	35
事業費	60,974
新技術創出研究関係経費	32,329
企業化開発関係経費	9,701
科学技術情報流通関係経費	8,584
うち一般勘定	3,496
うち文献情報提供勘定	5,088
研究開発交流支援関係経費	4,510
科学技術理解増進関係経費	3,715
人件費(事業系)	2,134
受託経費	0
計	62,847

[人件費の見積り]

期間中総額 2,484百万円 を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員給与及び社会保険料等に係わる事業主負担分等経費に相当する範囲の費用である。

(一般勘定)

区別	金額(単位:百万円)
収入	
運営費交付金	55,574
業務収入	1,625
その他の収入	45
受託収入	0
計	57,244
支出	
一般管理費	1,757
(公租公課を除いた一般管理費)	1,747
うち人件費(管理系)	918
うち物件費(公租公課を除く)	829
うち公租公課	9
事業費	55,488
新技術創出研究関係経費	32,329
企業化開発関係経費	9,701
科学技術情報流通関係経費	3,496
研究開発交流支援関係経費	4,510
科学技術理解増進関係経費	3,715
人件費(事業系)	1,736
受託経費	0
計	57,244

[人件費の見積り]

期間中総額 2,187百万円 を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員給与及び社会保険料等に係わる事業主負担分等経費に相当する範囲の費用である。

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

区別	金額 (単位 : 百万円)
収入	
政府その他出資金等	1 , 7 1 8
業務収入	3 , 8 1 3
その他の収入	5 8
繰越金	1 4
受託収入	0
計	5 , 6 0 3
支出	
一般管理費	1 1 6
(公租公課を除いた一般管理費)	9 0
うち物件費 (公租公課を除く)	9 0
うち公租公課	2 6
事業費	5 , 4 8 6
科学技術情報流通関係経費	5 , 0 8 8
人件費 (業務系)	3 9 8
受託経費	0
計	5 , 6 0 3

[人件費の見積り]

期間中総額 2 9 7 百万円 を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員給与及び社会保険料等に係わる事業主負担分等経費に相当する範囲の費用である。

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収支計画

平成15年10月～平成16年3月

(総計)

区別	金額(単位:百万円)
費用の部	45,938
経常費用	45,938
一般管理費	1,871
人件費(管理系)	918
物件費(公租公課を除く)	918
公租公課	35
事業費	38,988
新技術創出研究関係経費	14,473
企業化開発関係経費	8,187
科学技術情報流通関係経費	7,102
研究開発交流支援関係経費	3,697
科学技術理解増進関係経費	3,465
人件費(業務系)	2,064
受託経費	0
減価償却費	5,079
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	43,762
運営費交付金収益	36,323
業務収入	4,224
その他の収入	122
受託収入	0
資産見返運営費交付金戻入	1,028
資産見返補助金等戻入	2,065
臨時利益	0
純損失	2,176
目的積立金取崩額	0
総損失	2,176

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

区別	金額(単位:百万円)
費用の部	39,872
経常費用	39,872
一般管理費	1,757
人件費(管理系)	918
物件費(公租公課を除く)	829
公租公課	9
事業費	35,022
新技術創出研究関係経費	14,473
企業化開発関係経費	8,187
科学技術情報流通関係経費	3,464
研究開発交流支援関係経費	3,697
科学技術理解増進関係経費	3,465
人件費(業務系)	1,736
受託経費	0
減価償却費	3,093
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	39,872
運営費交付金収益	36,323
業務収入	411
その他の収入	45
受託収入	0
資産見返運営費交付金戻入	1,028
資産見返補助金等戻入	2,065
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

区別	金額 (単位 : 百万円)
費用の部	6 , 0 6 6
経常費用	6 , 0 6 6
一般管理費	1 1 5
物件費 (公租公課を除く)	8 9
公租公課	2 6
事業費	3 , 9 6 6
科学技術情報流通関係経費	3 , 6 3 8
人件費 (業務系)	3 2 8
受託経費	0
減価償却費	1 , 9 8 5
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	3 , 8 9 0
業務収入	3 , 8 1 3
その他の収入	7 7
受託収入	0
臨時利益	0
純損失	2 , 1 7 6
目的積立金取崩額	0
総損失	2 , 1 7 6

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

平成15年10月～平成16年3月 予算

(総計)

区別	金額(単位:百万円)
資金支出	67,877
業務活動による支出	39,951
投資活動による支出	21,990
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	5,937
資金収入	67,877
業務活動による収入	61,262
運営費交付金による収入	55,574
業務収入	5,565
その他の収入	123
受託収入	0
投資活動による収入	0
財務活動による収入	1,700
特殊法人よりの繰越金	4,915

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

区別	金額(単位:百万円)
資金支出	60,704
業務活動による支出	35,920
投資活動による支出	20,466
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	4,319
資金収入	60,704
業務活動による収入	57,244
運営費交付金による収入	55,574
業務収入	1,625
その他の収入	45
受託収入	0
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
特殊法人よりの繰越金	3,460

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

区別	金額 (単位 : 百万円)
資金支出	7 , 1 7 3
業務活動による支出	4 , 0 3 1
投資活動による支出	1 , 5 2 4
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	1 , 6 1 8
資金収入	7 , 1 7 3
業務活動による収入	4 , 0 1 8
業務収入	3 , 9 4 0
その他の収入	7 8
受託収入	0
投資活動による収入	0
財務活動による収入	1 , 7 0 0
特殊法人よりの繰越金	1 , 4 5 5

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。